

議案第六一號

財産区財産（土地）の売却について
 本町の産業振興と、住民福祉の増進のため、左記財産区財産（土地）の一部を、奥村商事株式会社に売却する。



記

財産区名	土地の所在	地目	地積	売却先
三朝財産区	東伯郡三朝町大字大瀬 幸原谷 四番の一	原野	二二六、五九五 平方メートル	大阪府生野区新今里町八丁目八番地 奥村商事株式会社 代表取締役 奥村敏夫

昭和四十二年六月二十七日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾三年六月七日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

契 約 書

鳥取県東伯郡三朝町三朝財産区管理者三朝町長坂出雅己を甲とし、大阪市生野区新今里町8丁目8番地、奥村商事株式会社代表取締役奥村敏夫を乙とし、土地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

(目的及び効力)

第1条 この契約は、乙が、次の事業を行なう上に必要な土地を売買する為、締結するものであつて、三朝町議会の議決を経、鳥取県知事の認可を得て効力を発する。

1. スキー場の経営
2. 観光ホテル並びにレジャーセンターの経営
3. 前各号に附帯する一切の事業

(契約の対象)

第2条 甲は乙に対し、別紙物件目録記載の物件を売渡しする

(面積の測定)

第3条 前条の物件目録記載の面積は土地台帳地積とする。

(乙の責任)

第4条 乙は地形または水系の変更等による災害の防止に必要な施策を実施するとともに、損害補償の責をまぬがれることはできない。

ただし、天災等不可抗力の場合はこの限りでない。

(甲の協力)

第5条 甲は乙が観光施設の建設および経営等のために行なう
道路の建設土地の提供、温泉の供給等について協力するもの
とする。

(売買金額および売買金額の授受)

第6条 第2条により売買する物件の価格は次のとおりとする

1. 物件の価格 金 10,281,750円
(一平方メートルにつき45,375円)
 2. 補償費 金 1,685,450円
(一平方メートルにつき7,438円)
- 合計金額 金 11,967,200円

2. 前項による売買代金並びに補償費は、契約締結と同時に、
その2割相当額を、所有権移転登記完了時に、4割相当額を
又昭和43年3月末日までに、その残額をそれぞれ授受する

(所有権移転の登記)

第7条 所有権移転の登記は、乙において行なうこととし、これ
に要する費用はすべて乙の負担とする。

(事業中止の時の売戻)

第8条 乙は第1条に規定した目的の事業を5ヶ年以内に中止し
たときは、別紙物件目録記載物件をこの契約に基づき売買した
原価をもつて三朝町に対し売戻しする。

(契約の解除)

第 9 条 乙または、その代理人がこの契約を履行しないとき、
または契約事項に違反したときは、甲は何時でも、この契約
を解除することができる。

(甲の賠償責任)

第 10 条 前条の規定により契約を解除したため、乙に損害を
及ぼしたとき、甲は乙に対して賠償の責を負わない。

(この契約に定めのない事項)

第 11 条 この契約に定めのない事項に関しては、甲、乙協議
して定めるものとする。

本契約を証するため、本書通を作成し、甲、乙各一通を保
有する。

昭和 42 年 8 月 23 日

甲 鳥取県東伯郡三朝町三朝財産区管理者

三朝町長 坂 出 雅 己

乙 大阪市生野区新今里町 8 丁目 番地

奥村商事株式会社

代表取締役 奥 村 敏 夫

別紙

物件目録

(三朝財産区)

土地の所在			地目	面積	備考
大字	字	番地			
大瀬	翠谷	4番の1	原野	226.595 ^{m²} ₃₇ (68.545坪)	